

## 愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱の一部改正について

## 1 改正の趣旨

愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）に、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の特例に関する規定を定める。

## 2 改正の内容

会長が、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合に、書面により協議会の会議を開催することができる旨の規定を追加する。

## 3 改正の理由

現行の運営要綱では、第2条第3項において「協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されており、対面での会議が前提とされている。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、会長が協議会を招集することができないやむを得ない事由のある場合等においても、書面により委員の意見を諮り、その結果を持って協議会の議決に代えることができるよう、会議の特例の規定を設けることとする。

○別紙3 愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱 参照

## 愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 協議会は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会においては、会長が議長となる。</p> <p>3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会議の特例)</p> <p>第3条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、協議会の会議に代えることができる。</p> <p>2 前項の場合において、前条の規定を準用する。ただし、「出席」は「署名」に読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 協議会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則（平成30年3月27日29国保第1184号） この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年11月1日31国保第585号） この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和2年11月9日2国保第1081号） この要綱は、令和2年11月9日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 協議会は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会においては、会長が議長となる。</p> <p>3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>【新設】</p> <p>(庶務)</p> <p>第3条 協議会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則（平成30年3月27日29国保第1184号） この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年11月1日31国保第585号） この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>